

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	こどもみらい部
監査の種類	平成29年度 定期監査（29監第62号 平成30年3月30日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成30年6月22日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。	平成30年 6月22日
2 支出事務（その1） 支出事務において、支出負担行為がなされていない例が認められた。	平成30年 6月22日
3 支出事務（その2） 市内旅行に関する事務において、旅行命令書が整備されておらず、私有自動車の使用承認もなされていない例が認められた。	平成30年 6月22日
意見又は要望とする事項	
1 特定事項（保育所の耐震化について）	平成30年 6月22日
2 特定事項（母子父子寡婦福祉資金貸付金の収納事務について）	平成30年 6月22日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金として平成29年8月3日(木)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月4日(金)までに払い込まなければならないが、同月7日(月)に払い込まれていた。【類例3件あり】</p> <p style="text-align: center;">(こども家庭課)</p> <p>2 支出事務(その1)</p> <p>支出事務において、支出負担行為がなされていない例が認められた。</p> <p>【事例1】 こども支援課</p> <p>※ 平成29年4月1日付けで、臨時職員給与管理システム保守点検業務委託を締結しているが、監査実施時点(平成30年1月24日)において、市財務規則第63条第1項の規定に基づく支出負担行為がなされていなかった。</p> <p>なお、こども家庭課においても、同様の例が認められた。</p> <p>【事例2】 こども支援課</p> <p>※ 平成26年4月28日付けで、契約期間を平成26年5月1日から平成31年4月30日までとする臨時職員給与管理システムソフトウェア賃貸借契約を締結しているが、監査実施時点(平成30年1月24日)において、市財務規則第63条第1項及び市長期継続契約事務取扱要綱第5条第1号の規定に</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>母子父子寡婦福祉資金償還金の収入事務における指定金融機関への払込遅延の理由につきまして、償還金の徴収、納入事務等は母子父子寡婦福祉資金貸付事業協力員(1名)のみが対応していたため、銀行に振り込む時間がなかったことにあります。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>今後は、課内の事務連携を図り、他の職員が対応する等、業務を分担し、適正な収入事務に努めて参ります。</p> <p>【事例1】 [指摘事項が発生した原因]</p> <p>当該支出事務に係る支出負担行為について、財務規則に定める時期に行う必要があることについては認識していたものの、確認不足等により、処理を失念したことから発生したものです。</p> <p>【事例1】 [措置した内容]</p> <p>指摘後、直ちに支出負担行為の処理を行いました。また、平成30年度からは、各契約における支出負担行為の処理状況を随時一覧で把握できるよう、契約事務に係るチェックシートを作成し、再発防止に努めております。</p> <p>【事例2】 [指摘事項が発生した原因]</p> <p>当該支出事務に係る支出負担行為について、財務規則等に定める時期に行う必要があることについては認識していたものの、確認不足等により、処理を失念したことから発生したものです。</p> <p>【事例2】 [措置した内容]</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>基づく平成29年度分の支出負担行為がなされていなかった。 (こども支援課、こども家庭課)</p> <p>3 支出事務 (その2)</p> <p>市内旅行に関する事務において、旅行命令書が整備されておらず、私有自動車の使用承認もなされていない例が認められた。</p> <p>※ 四倉保育所において平成29年6月17日に実施した自宅から文化センターまでの私有自動車を用いた市内旅行については、旅行命令書が整備されておらず、私有自動車の使用に関する所属長の承認も受けていなかった。</p> <p>なお、久之浜保育所においても、同様の例が認められた。 (四倉保育所、久之浜保育所)</p>	<p>指摘後、直ちに支出負担行為の処理を行いました。また、平成30年度からは、各契約における支出負担行為の処理状況を随時一覧で把握できるよう、契約事務に係るチェックシートを作成し、再発防止に努めております。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>私有自動車を利用した市内旅行時において、職員等の旅費に関する条例等に基づき、旅行命令書を整備するとともに、私有自動車の使用承認願簿により所属長の承認を受ける必要があることについては認識していたものの、関係職員の確認不足等により、処理を失念したことから発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>指摘後、直ちに旅行命令書の整備及び私有自動車の使用に関する所属長の承認手続きを行うとともに、会議等において、担当係長等から各保育所長等に対し、口頭で注意喚起を促したところです。今後におきましても、引き続き会議等の場において注意喚起を促すとともに、保育所事務マニュアルに注意事項として盛り込むなどし、再発防止に努めて参ります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 特定事項（保育所の耐震化について）</p> <p>公立保育所の耐震化については、東日本大震災以降、施設の耐震化の必要性が一層増しており、全31施設について、平成23年度から28年度にかけて耐震診断を実施した結果、昭和56年以前に建築された20施設が要耐震と診断されたことから、これまでも耐震補強工事に係る基本設計や改築工事が進められている。</p> <p>しかし、耐震化そのものの進捗を見ると、公立保育所の耐震化率が全国平均で83.1%（H28.3.31現在）となっているのに対し、東日本大震災から7年が経過したいま、本市のそれは35.5%（31施設中11施設）であり、大きく立ち遅れているのが現状である。耐震化が不可能又は耐震性が著しく劣っている等の理由により、3施設の改築工事が進められているとはいえ、その他の施設については優先順位や年次計画が未定となっており、本市において基本的に全ての公立幼稚園の耐震化が完了し、小学校や中学校も同様であることも踏まえると、憂慮すべき事態と言わざるを得ない。</p> <p>これらのことから、幼保施設の環境整備を図り、子どもの安全・安心を確保するためにも、保育所の耐震化に向けた方策を早期に取りまとめ、耐震化率の向上に取り組まれることを望むものである。</p> <p style="text-align: right;">（こどもみらい課）</p>	<p>本市の幼児教育・保育施設については、公立幼稚園は、旧市幼児教育振興審議会、公立保育所は、市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の答申に基づき、再編等を実施してきました。</p> <p>その後、「東日本大震災による影響」、「少子化の一層の進行」、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度への対応」、「施設の耐震診断結果の進捗等」の状況変化を踏まえ見直しを進めてきましたが、「幼児教育無償化」など、幼児教育・保育施設を取り巻く新たな状況変化を考慮する必要性が生じたため、公立保育所の耐震化を含め、公立幼稚園も含めた今後のあり方等については、現在、外部の意見を含め、検討・協議を行っており、全体のおおよその方向性について、平成30年度中の可能な限り早期に作成する予定であります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>2 特定事項(母子父子寡婦福祉資金貸付金の収納事務について)</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同施行令の規定に基づき行われており、本市においては、中核市に移行した平成11年度から、貸付の決定及び償還金の収納に関する事務を担っている。</p> <p>貸付金の内容としては、母子家庭等に対し各種資金を貸し付け、その生活の安定や自立の促進を図るものであり、平成28年度の貸付実績は、件数が233件、金額が129,091,000円と、母子家庭等の福祉の増進に向け一定の役割を果たしている。</p> <p>一方、貸付後の状況に眼を向けると、平成28年度の償還率は、現年度分が78.0%、過年度分は10.1%であり、全体では41.2%となっている。収入未済額は年々増加して105,591,040円となっており、償還については必ずしも順調とは言い難いのが現状である。</p> <p>当該貸付事業については、これまでも、決算審査意見書において、「負担の公平性の観点から、未収入額の解消に向けたより一層の努力を望むものである。」との意見を付してきたところである。担当課においては、事務の効率化や口座引き落としなど納付環境の整備を図るため、平成30年度に新たな貸付管理システムの導入を計画しているとのことであるが、滞納を未然に防ぐ方策のみならず、債権管理課と連携しながら徴収体制の見直しや強化を図り、償還率の向上と収入未済額の減少に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(こども家庭課)</p>	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済金の解消については、貸付金の貸付・収納業務を行う母子・父子自立支援員を設置するほか、更に未収金の回収を行っている母子寡婦福祉資金貸付事業協力員を設置し、債権回収に努めているところであります。</p> <p>また、債権回収にあたっては、債権管理課が策定した「市債権管理基本方針」及び「市債権管理標準マニュアル」に基づき取り組むとともに、財政部主催の「債権管理標準マニュアルに係る研修会」、「債権の管理及び回収に係る専門研修会」に参加し、担当者の専門的知識の向上を図っているところであり、具体的な徴収体制の見直しにつきましては、平成30年度中に債権管理課と連携し、対応して参りたいと考えております。</p>